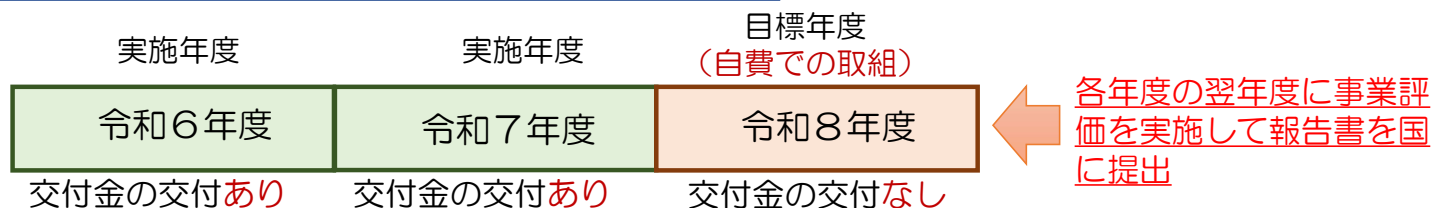


4 事業実施期間の考え方

- 事業の実施年度は最長2年間です（最長2年間交付金の交付を受けることができます）。
- 事業の実施最終年度の翌年度が事業の目標年度となり、目標年度は国からの支援なしで、設定した目標の達成に必要な取組を行っていただく必要があります、目標年度まで各年度の事業評価報告が必要です。
- また、本事業は終了後も自立的かつ継続的な取組が必要です。

事業を2年間実施する場合のイメージ



5 選定要件等

【地域支援型】

- ① 都市住民と共生する農業経営の実現
 - ・事業実施主体である地域協議会の構成員に市区町村が含まれていること
- ② 都市農業の情報発信
 - ・事業実施区域は、原則、複数の市区町村にまたがるものであること（特別区及び政令指定都市にあっては単独の市区内で実施可能）
- ③ 防災協力農地の機能強化
 - ・市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員であること
 - ・防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること

【モデル支援型】

- ・複数の地域又は業種が、次のいずれかに掲げる取組を連携して一体的に実施すること
 - ① 都市農業における有機農業等の普及
 - ② 都市における農村ファンの拡大
 - ③ 都市部における防災機能の強化
 - ※③の事業は、市区町村が事業実施主体と連携していること
 - ※③の事業は、防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地地区内等の農地であること
- ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

【都市農地創設支援型】

- ① 宅地等の農地転換による都市農地の創設
- ② 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出
- ③ 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入
 - ・事業実施主体が地方公共団体のみで構成される団体ではないこと
 - ・事業実施区域は、市街化区域内であること
 - ※③の事業は、三大都市圏の特定市以外の市町村で実施すること
 - ・実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイント等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること

また、都市農業基本法（平成27年法律第14号）に基づく地方計画が策定されている市区町村での取組や、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）による都市農地貸借を活用した取組で借り手の都市農業者が49歳以下の場合などについて加点措置を行い優先採択を行っております。